

# 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年環境庁告示第10号)

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.05 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
P C B	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン (別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2 - ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1 - ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2 - ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1 - トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2 - トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3 - ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4 - ジオキサン	0.05 mg/L以下

## (注) 環境基準の判定方法について

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、水質汚濁に係る環境基準について（昭和46年環境庁告示第59号）別表1の測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 アルキル水銀及びP C Bについては、年間のすべての検体の測定値が不検出であるものを環境基準達成とする。
- 4 総水銀に係る基準値についての、年間平均値として達成維持することとは、同一測定地点における年間の総検体の測定値の中に「定量下限値未満（以下「ND」という。）」が含まれていない場合には、総検体の測定値が全て0.0005mg/Lであることをいい、NDが含まれている場合には、測定値が0.0005mg/Lを超える検体数が総検体数の37パーセント未満であることをいうものとする。